

指定給水装置工事事業者の更新書類等

1. 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 法人にあっては役員の氏名
- (3) 事業の範囲（登記等に記載の給水装置工事に関わる事業を記入）
- (4) 事業所の名称及び所在地
- (5) 選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名
- (6) 選任されることとなる給水装置工事主任技術者の給水装置工事主任技術者免状の交付番号

2. 機械器具調書（別表）

- (1) 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- (2) やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- (3) トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- (4) 水圧テストポンプ

4. 誓約書（様式第2）

申請者及び役員が下記のいずれにも該当しない旨の誓約書

- イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ニ 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- へ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

4. 自社の定款（株・有限会社・財団法人）

5. 自社の登記事項証明書（株・有限会社・財団法人）

6. 住民票の写し（個人のみ）

7. 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

- (1) 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- (2) 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- (3) 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- (4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

8. 交付済指定給水装置工事事業者証

■ 更新手数料 1件 10,000円（申請当日に納付していただきます）